

質問第二三一號

在日米軍の射爆撃場に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年七月六日

糸數慶子

参議院議長 西岡武夫 殿



## 在日米軍の射爆撃場に関する質問主意書

日本国内における在日米軍の射爆撃場は、青森県の三沢対地射爆撃場など五か所とされている。そのうち、沖縄県久米島町の久米島、鳥島の両射爆撃場は久米島町や沖縄県が、その返還を強く求め、政府や在日米軍司令部等への働きかけを行つてゐるところである。防衛省は、在日米軍が両射爆撃場の返還には否定的としながらも、久米島町や沖縄県の要請を踏まえ、訓練地域や射爆撃場のあり方について検討したい、としている。よつて以下、質問する。

- 一 在日米軍の射爆撃場等の訓練施設及び区域の現状に関する政府の見解を示されたい。
- 二 久米島町の久米島、鳥島の両射爆撃場の返還要請に対する政府の見解を示されたい。
- 三 政府は在日米軍の射爆撃場等の訓練施設及び区域について、視察や調査を行つたことがあるのか明らかにされたい。視察や調査を行つたのであれば、その訓練施設及び区域の名称、日時、内容、調査結果等を明らかにされたい。
- 四 日本国内における在日米軍専用の実弾演習を伴う射爆撃場を明らかにされたい。
- 五 在日米軍専用の実弾演習を伴う射爆撃場のうち、実際に使用されている射爆撃場を明らかにし、その実

弾演習の内容及び直近の演習回数（年ごと）を、政府の承知している範囲内で明らかにされたい。  
右質問する。